

## 始良市農業委員会総会議事録（令和3年6月）

1. 開催日時 令和3年6月30日（水） 午後1時30分～午後3時20分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（17人）

1番	小長野 誠	11番	堂前 澄男
2番	坂元 廣幸	12番	西 泰行
3番	本村 正一	13番	川島 兼次
4番	福森 徳昭	14番	内甕 達也
5番	牧野田 隆平	15番	平 富士夫
6番	杉尾 敏憲	16番	岩元 律子
7番	市蘭 由美子	17番	松元 信道
8番	白尾 親昭	18番	夏田 恒
9番	今村 逸子	19番	米迫 慎二
10番	野元 幸雄		

欠席委員 1番農業委員、4番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（7人）

1番	内村 幸雄	7番	松永 政文
2番	宇都 和義	8番	松元 健一
3番	扇蘭 弘行	9番	池端 隆志
4番	柚木 利雄	10番	新屋敷 幸一
5番	大重 孝司	11番	中村 政芳
6番	上福元 克己	12番	柳迫 勝美

欠席委員 3番推進委員、5番推進委員、6番推進委員、10番推進委員、12番推進委員

### 3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 農地の利用目的変更願について

9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（売渡 希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

#### 4. 農業委員会事務局職員

事務局長  
農地係長  
農地係主査  
農地係主事  
振興係長  
振興係主任主査  
始良農林水産係長

## 始良市農業委員会総会議事録（令和3年6月）

（大会議室に農業委員着席）

事務局長 姿勢を正してください。

一同礼。

### 〔1. 総会の通告〕

議 長

ただいまから、令和3年度 第3回 始良市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席農業委員は19名中、17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、本日は、1番農業委員と4番農業委員が欠席であります。

### 会務報告

議 長

それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。

事務局

資料により説明。

### 議事録署名委員の指名

議 長

議事日程に入ります。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員

『異議なし』

議 長

それでは、14番農業委員、15番農業委員にお願いいたします。

### 会議書記の指名

議 長

つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。

これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

	<p>ます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第 1 号 —————</p> <p>それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。</p> <p>1 番から 3 5 番までについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は 6 月 3 0 日、契約の始期は 7 月 1 日をそれぞれ予定しております。</p> <p>契約年数につきましては、1 年間で 8 件、2 年間で 4 件、3 年間で 8 件、5 年間で 1 2 件、7 年間で 1 件、8 年間で 1 件、1 0 年間で 5 件で、合計 3 9 件となっております。面積につきましては、合計 7 1, 8 3 0 ㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 8 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、総会資料の 7 ページの 3 6 番と 3 7 番が、1 5 番農業委員、3 8 番が、1 4 番農業委員、3 9 番が、9 番農業委員の関連する議案となっております。</p> <p>こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、第 1 号議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1 番から 3 5 番までについて、一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>[質問、意見なし]</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 3 5 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>

	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から35番までについては、原案のとおり決定いたしました。 なお、議案第1号 36番から39番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 36番から37番の関係者、15農業委員の退席をお願いします。
	委員	(15番農業委員退席)
議長		それでは、36番から37番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 36番から37番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]
議長		賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、36番から37番までについては原案のとおり決定いたしました。 15番農業委員は着席してください。
	委員	(15番農業委員着席)
議長		次に、38番の関係者、14番農業委員の退席をお願いします。
	委員	(14番農業委員退席)
議長		それでは、38番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委員	「質疑・意見なし」
議長		それでは、お諮りいたします。議案第1号 38番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委員	[賛成多数]

議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、38番については原案のとおり決定いたしました。 14番農業委員は着席してください。
委 員	（14番農業委員着席）
議 長	次に、39番の関係者、9番農業委員の退席をお願いします。
委 員	（9番農業委員退席）
議 長	それでは、39番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 39番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、39番については、原案のとおり決定いたしました。 9番農業委員は着席してください。
委 員	（9番農業委員着席）
<p>————— <b>議案第2号</b> —————</p>	
議 長	次に、日程第4 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 1番から9番までについて説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、9ページから11ページでございます。今月の申請件数は、9件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから9ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町反土在住の〇〇。譲渡人 京都府京都市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字下吉原

議 長	<p>〇〇番〇 田、1筆の479㎡となります。      以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の1番に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。2番推進委員です。調査報告をいたします。      令和3年6月23日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、加治木町吉原の畑を5町歩耕作されております。機械等は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、管理機2台、防除機1台、堆肥運搬車1台あり、問題ありません。労働力は、本人のみですが問題ありません。      よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。      以上、1番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきましてご説明申し上げます。      譲受人 加治木町新生町在住の〇〇。譲渡人 加治木町西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字五反田〇〇番 田、1筆の841㎡となります。      以上で、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の2番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。      令和3年6月14日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、よく管理され、田植えがされておりました。譲受人は、主に水稻を栽培しております。機械等は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機1台、コンバイン1台を所有しており、問題ありません。労働力も、両親もおり問題ありません。      よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。      以上で、2番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、3番についてご説明申し上げます。      譲受人 加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字五反田〇〇番 田、字五反田〇〇番 田、2筆の合計面積が1,429㎡とな</p>

議 長	<p>ります。</p> <p>以上で、3番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の3番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年6月13日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、おばさんである譲渡人から贈与を受けることとなります。機械等は、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台、コンバイン1台、籾乾燥機1台あり、問題ありません。労働力は、夫と娘婿も手伝うため、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、3番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人 加治木町新生町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字川内〇〇番〇 畑、字白木山〇〇番〇 畑、字白木山〇〇番〇 畑、3筆の合計面積が718㎡となります。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の4番に関連して、1番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。1番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年6月13日、譲受人と現地で会い、申請地を調査いたしました。譲受人は、おばさんである譲渡人から贈与を受けることとなります。機械等は、トラクター1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック1台、コンバイン1台、籾乾燥機1台あり、問題ありません。労働力は、夫と娘婿も手伝うため、問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われるので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で、4番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 同じく平松在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、平松字桑原〇〇番 田、1筆の</p>

議 長	<p>902㎡となります。        以上で、5番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明の5番に関連して、9番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。9番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年6月16日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲渡人の兄が、耕作できなくなったため、譲受人である弟に農地を贈与するとのことです。機械等は、トラクター1台、バインダー1台、田植機1台、ハーベスタ1台、動力噴霧器1台、軽トラック1台を所有されており、問題ありません。労働力は、本人のほか妻もおり問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、5番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めま。</p>
事務局	<p>それでは、6番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人 鹿児島市在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字榎田〇〇番〇 田、1筆の1、973㎡となります。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の6番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。</p> <p>令和3年6月17日、譲受人の代理人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。申請地は、現在病院の造成工事敷地の隣で、面積は、1,973㎡です。議案第1号の33番の利用権で、56㎡を借り受けることになったため、合計面積は2,029㎡となり、下限面積には達成しております。利用目的は、病院患者を健康管理する自家消費農園として利用したいとのこととあります。機械等は、管理機1台、軽トラック1台を所有して、足りない機械は委託されるとのことです。労働力は、本人のみですが問題ありません。</p> <p>よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>以上で、6番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めま。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、7番についてご説明申し上げます。  譲受人 薩摩川内市在住の〇〇。譲渡人 同じく薩摩川内市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字中福良〇〇番〇 畑、字中福良〇〇番 畑 、2筆の合計面積が1,772㎡となります。  以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の7番に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。10番農業委員です。調査報告をいたします。  令和3年6月22日、譲受人、譲渡人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。こちらは、兄から弟への贈与であります。譲受人は、薩摩川内市に居住されて、水稻、野菜、キンカンを栽培しているとのことです。機械等は、中耕機1台、軽トラック1台、防除機1台を所有しており、問題ありません。労働力は、本人のみですが、問題ありません。  よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  以上で、7番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>それでは、8番についてご説明申し上げます。  譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 蒲生町漆在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町漆字川原田〇〇番田、1筆の220㎡となります。  以上で、8番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の8番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委員</p> <p>はい。7番推進委員です。調査報告をいたします。  令和3年6月16日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、主に水稻を栽培しております。通作時間は、20分とのことでした。機械等は、トラクター1台、バインダー1台、田植機1台、防除機1台、脱穀機1台、軽トラック1台とそろっており、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。  よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  以上で、8番の報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、9番についてご説明申し上げます。 譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 加治木町新生町在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字上水流〇〇番〇 田、1筆の901㎡となります。 以上で、9番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明の9番に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。8番推進委員です。調査報告をいたします。 令和3年6月16日、譲受人と現地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査しました。譲受人は、会社経営をしながら、主に水稻を栽培しております。機械等は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、防除機1台、軽トラック2台とそろっており、問題ありません。労働力は、妻もおり問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 以上で、9番の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から9番までについて一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[質疑・意見なし]</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から9番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
<p></p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第5 議案第3号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。</p>

	<p>1 番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 それでは 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、12 ページです。今月の件数につきましては、1 件です。</p> <p>それでは 1 番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、変更前が東餅田在住の〇〇、変更後が宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。土地の所在が、東餅田字高木〇〇番〇 田、1 筆の面積が 317 m<sup>2</sup>です。当初の転用目的は駐車場で、平成 23 年 10 月 26 日に 5 条許可がなされています。変更後の目的は、宅地造成で、申請地を取得して、宅地造成（1 区画）するためとのございます。こちらは、議案第 5 号の 8 番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明の 1 番に関連して、11 番推進委員に、議案第 5 号、農地法第 5 条の規定による処分決定についての 8 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。11 番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋団地から、東に約 80 m の位置です。被害防除現況としまして、東が水路、西が市道、南が田と原野、北が宅地です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号、農地転用事業計画変更申請の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>〔賛成多数〕</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請の 1 番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">_____ 議案第 4 号 _____</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、日程第6 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番までについて説明を求めます。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は13ページでございます。今月の申請件数につきましては、2件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町反土字萩原屋敷〇〇番 畑、1筆の面積が744㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 2棟 204.94㎡で、理由といたしましては、申請地に自宅と息子家族の一般住宅を建築することとでございます。資金につきましては、融資で、水利組合からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を、終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。2番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、西反土公民館から、南に約60mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>申請人は、西餅田在住の〇〇。土地の所在は、西餅田字伊藤山〇〇番 〇 畑、350㎡のうち77㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、庭・通路で、理由といたしましては、自宅に隣接しており、通路及び庭先として利用したいととでございます。資金につきましては、現状使用のため不要で、改良区のほうも、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅</p>

議 長	<p>地) 393.00㎡と一体利用で、全事業面積が、470.00㎡となっております。</p> <p>以上で、2番の説明を、終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。5番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、ユニクロ始良店から、北東に約100mの位置にあります。被害防除現況として、東が一体利用地、西が畑、南が一体利用地、北が畑です。申請実現の確実性は、現状使用のため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から2番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p> <p>次に、日程第7 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。</p> <p>1番から19番までについて説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決</p>

<p>議 長</p>	<p>定についてご説明いたします。総会資料は、14ページから19ページでございます。今月の申請件数につきましては、19件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 加治木町木田在住の〇〇。譲渡人 岡山県倉敷市在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町木田字西塩入〇〇番〇 田、字西塩入〇〇番〇 田、2筆の合計面積が488㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 77.09㎡で、理由につきましては、売買で譲り受け、息子夫婦に使用貸借で貸し、息子夫婦名義の一般住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。2番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、加音ホールから、北西に約150mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西が雑種地、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人は、加治木町木田在住の〇〇他1名。貸人は、三拾町在住の〇〇です。土地の所在は、船津字下宮田〇〇番〇 田、1筆の面積が17㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 99.37㎡で、理由としましては、申請地を使用貸借にて借り受け、一般住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらのほうは、議案第5号の3番と一体利用で、全事業面積が、269㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、船津グラウンドから、西に約50mの位置です。被害防除現況としまして、東が雑種地、西が一体利用地、南が宅地、北が一体利用地です。申請実現の確実性といたしましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、3番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 加治木町木田在住の〇〇他1名。貸人 蒲生町米丸在住の〇〇です。土地の所在が、船津字下宮田〇〇番〇 田、1筆の面積が252㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 99.37㎡で、理由としましては、申請地を使用貸借にて借り受け、一般住宅を建築したいとのこととございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらのほうは、議案第5号の2番と一体利用で、全事業面積が、269㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、船津グラウンドから、西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地と一体利用地、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、4番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 蒲生町白男在住の〇〇。貸人 同じく蒲生町白男在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町白男字中福良〇〇番〇 田、1筆の面積が1,192㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は農家住宅 1棟 103.92㎡で、理由としましては、現在借家が手狭なため、自己の住宅を建築したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されております。こちらにつきましては、令和3年4月9日に5条許可となっておりますが、取り下げがなされ、今回農家住宅として申請されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、中福良公民館から、南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が農道、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鍋倉在住の〇〇。譲渡人 同じく鍋倉在住の〇〇です。土地の所在は、鍋倉字稻荷脇〇〇番 畑、1筆の554㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は駐車場・家庭菜園で、理由としましては、駐車場と家庭菜園として利用したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付がされております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、帖佐保育園から、北西に約140mの位置にあります。被害防除ですが、東が畑、西が山林、南も山林、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字前田〇〇番〇 田、1筆の面積が418㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、資材置場を建築し、運営を行うことで自己の生活の安定を図りたいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（転用許可地）502㎡と一体利用で、全事業面積が、920㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターから、南東に約30mの位置です。被害防除現況としましては、東が河川、西が農道、南が一体利用地、北が転用申請地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、土砂流失防止対策を実施することとなっております。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>次の、7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字榊木ノ下〇〇番〇 畑、1筆</p>

<p>議 長</p>	<p>の面積が392㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を買い受けて、宅地造成（7区画）を行いたいとのこととさせていただきます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）479.42㎡、〇〇番〇（宅地）315.54㎡、〇〇番〇（宅地）472.00㎡と一体利用で、全事業面積が、1,658.96㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。6番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、山形屋サテライトショップ始良から、北西に約100mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が宅地と畑、西も宅地と畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、8番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他1名です。土地の所在が、東餅田字高木〇〇番〇 田、字高木〇〇番 田、2筆の合計面積が478㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、申請地を取得して、宅地造成（1区画）するためということとさせていただきます。資金のほうは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。こちらは、議案第3号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>本案件につきましては、議案第3号の1番で、11番推進委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次の、9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、9番につきまして、ご説明いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>譲受人 平松の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇です。土地の所在が、平松字前田〇〇番〇 田、1筆の面積が235㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由のほうにつきましては、申請地は自社の隣接地であるため、資材置場として利用したいとのごとでございます。資金につきましては、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、始良インターから、南東に約30mの位置です。被害防除現況ですが、東が河川、西が農道、南が転用申請地、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、土砂流失防止対策を実施することとなっております。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、10番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 松原町在住の〇〇。譲渡人 同じく松原町在住の〇〇です。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑、1筆の面積が276㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 111.79㎡で、理由につきましては、現在借家住まいのため、申請地を取得し一般住宅を建築するためとのごとでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。11番推進委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原原なぎさ小学校から、南東に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性</p>

議 長	<p>は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、11番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 池島町在住の〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、西餅田字横手前〇〇番〇 田、1筆の面積が330㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 107.96㎡で、理由につきましては、自己所有の一般住宅を建築することのございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、除外済のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、高樋公民館から、南西に約150mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が市道、南が宅地、北が私道です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>ここで、しばらく休憩いたします。</p> <p>(休 憩)</p>
議 長	<p>休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>次の、12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、12番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 奄美市在住の〇〇他1名。譲渡人 霧島市隼人町在住の〇〇他2名です。土地の所在が、三拾町字櫻木〇〇番 畑、字櫻木〇〇番〇 畑、字櫻木〇〇番〇 畑、3筆の合計面積が635㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり</p>

<p>議 長</p>	<p>は10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 70.83㎡で、理由につきましては、一般住宅を建築し、今後の生活設計の基盤となすとのこととございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、三拾町公民館から、南東に約170mの位置です。被害防除現況ですが、東が雑種地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、融資証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の、13番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、13番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田の有限会社〇〇 取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字桑原〇〇番〇 畑、1筆の面積が359㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由につきましては、資材置場が手狭なため、申請地を利用したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、池田パンから、北に約150mの位置です。被害防除現況は、東が雑種地、西が田と宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、</p>

議 長	<p>現地調査委員としましては、許可の意見であります。      以上で、報告を終わります。</p> <p>次の、14番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、14番につきまして、ご説明いたします。      譲受人及び借人 蒲生町米丸在住の〇〇。譲渡人 加治木町木田在住の〇〇、貸人 増田在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町白男字向城〇〇番 田、字向城〇〇番 畑、2筆の合計面積が649㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 107.65㎡で、理由につきましては、申請地に自己の用に供する住宅を建築するというございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書、被害防除計画書と面積超の理由書の添付があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい。7番推進委員です。調査報告いたします。      農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、蒲生福祉センターから、南西に約30mの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が山林、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、15番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、15番につきまして、ご説明いたします。      譲受人 東餅田在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字太良山野〇〇番〇 畑、1筆の面積が79㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、通路・駐車場で、理由につきましては、所有している土地の管理のために、車両進入や駐車スペースを確保したいということございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇 (宅地) 10.88㎡と一</p>

議 長	<p>体利用で、全事業面積が、89.88㎡となっております。          以上で、説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。6番農業委員です。調査報告いたします。          農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、エミール幼稚園から、北に約60mの位置です。被害防除現況は、東が宅地、西も宅地、南も宅地、北が畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。          以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、16番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、16番につきまして、ご説明いたします。          譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、東餅田字七反田〇〇番〇 田、1筆の面積が488㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 114.28㎡で、理由につきましては、母の土地を贈与により譲り受けて、自己の住宅を建築するということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。          以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>はい。5番農業委員です。調査報告いたします。          農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、建昌幼稚園から、南西に約60mの位置です。被害防除現況は、東が市道と雑種地、西が宅地、南も宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。          以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>次の、17番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、17番につきまして、ご説明いたします。</p>

	<p>借人 三拾町在住の〇〇。貸人 同じく三拾町在住の〇〇です。土地の所在が、三拾町字岩瀬戸〇〇番〇 田、1筆の49㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 86.12㎡で、理由につきましては、宅地拡張をして、通路として使用する計画ということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、除外済のため不要となっております。また、被害防除計画書と始末書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番(宅地)の一部215.66㎡と一体利用で、全事業面積が、264.66㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、8番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。8番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、森林組合から、北東に約240mの位置です。被害防除現況は、東が里道、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の、18番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、18番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人 西餅田の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 鹿児島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇他2名です。土地の所在が、平松字杉園迫田〇〇番 田、字杉園迫田〇〇番 田、字杉園迫田〇〇番〇 田、3筆の合計面積が2,439㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種低層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成で、理由につきましては、事業継続のため、宅地造成(8区画)する目的ということでございます。資金については、融資で、水利組合からの意見書があります。また、被害防除計画書も添付されております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、5番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。5番農業委員です。調査報告いたします。</p>

議 長	<p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富小学校から、北東に約320mの位置です。被害防除現況は、東が河川、西が宅地、南が市道と田、北が田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>次の、19番について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、19番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>借人 西餅田在住の〇〇。貸人 同じく西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字平前〇〇番〇 畑、字平前〇〇番 田、2筆の合計面積が270㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 118.86㎡で、理由につきましては、義父より申請地を借り、自己の住宅を建築するということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と顛末書の添付があります。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）の一部228.00㎡と一体利用で、全事業面積が498.00㎡となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長 委 員	<p>ただいまの説明に関連して、6番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>はい。6番農業委員です。調査報告いたします。</p> <p>農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐中学校から、西に約20mの位置です。被害防除現況は、東が宅地と畑、西が宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から19番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[質疑・意見なし]</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>[賛成多数]</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から19番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第6号 —————</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8 議案第6号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。</p> <p>1番から3番までについて事務局の説明を求めます。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、20ページです。今月の申請につきましては、3件となっております。参考資料につきましては、87ページから99ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。申請人は東餅田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、字宮田ケ平〇〇番 田、2筆の合計面積が3,463㎡です。申請地につきましては、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、牛舎兼倉庫・堆肥舎で、理由としましては、田として利用の際、用水の確保が困難なため、牛舎を建て畜産を営みたいとのことでございます。また、被害防除計画の添付があります。こちらは、議案第7号の1番と関連があります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明の1番に関連して、7番農業委員に、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についての1番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。7番農業委員です。報告いたします。</p> <p>農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置ですが、寺師公民館から、北西に約100mの位置です。周囲の現況ですが、東が農機具倉庫と畑、西が里道、南が田と山林、北が水路です。申請実現の確実性は、生産牛を飼育して、畜産を営むため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、</p>

議 長	承認意見です。 以上で、報告を終わります。
事務局	次に、2番について事務局の説明を求めます。  それでは、2番につきまして、ご説明いたします。申請人は鹿児島市在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町下久徳字榎田〇〇番〇 田、1筆の1, 973㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、病院患者を健康管理する自家消費農園として利用したいとでございます。なお、被害防除計画の添付があります。こちらにつきましては、議案第2号の6番で、農地法第3条許可となった農地であります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、大和葬儀社から、南東に約70mの位置です。周囲の現況ですが、東が転用許可地、西が里道、南が転用許可地、北が田です。申請実現の確実性は、病院患者のリハビリ用菜園のため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	次に、3番について事務局の説明を求めます。  それでは、3番につきまして、ご説明いたします。申請人は蒲生町上久徳在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、蒲生町下久徳字桑水流〇〇番〇 田、1, 180㎡のうち678㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、田として利用していましたが、畑として利用し自家で消費する野菜を栽培したいとでございます。また、被害防除計画の添付があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、7番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7番農業委員です。報告いたします。

	<p>農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、蒲生高校から、西に約10mの位置です。周囲の現況ですが、東が市道、西が田、南が雑種地、北が転用許可地です。申請実現の確実性は、野菜を栽培し、自家消費するため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第6号 農地の利用目的変更願についての、1番から3番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。 議案第6号 農地の利用目的変更願についての、1番から3番までについて、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第6号 農地の利用目的変更願についての、1番から3番までについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— <b>議案第7号</b> —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第9 議案第7号、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について、ご説明いたします。総会資料は、21ページでございます。今月の申請件数につきましては、用途区分変更1件となっております。参考資料につきましては、87ページから92ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は東餅田在住の〇〇、変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、寺師字宮田ケ平〇〇番 田、字宮田ケ平〇〇番 田、2筆の合計面積が3,463㎡です。変更前の用途区分は農地であり、変更後の用途は農業用施設用地であります。補助事業につきましては、該当がありません。理由としましては、田として利用の際、用水の確保が困難なため、牛舎を建て畜産を営みたいということでございます。こちらは、議案第6号の1番に関連があります。</p>

議 長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>本案件につきましては、議案第6号の1番で、7番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）の1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [質疑・意見なし]</p>
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第7号 農業振興地域整備計画（用途区分変更）の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号 農業振興地域整備計画（用途区分変更）の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
<p>————— <b>議案第8号</b> —————</p>	
議 長	<p>次に、日程第10 議案第8号、農地あっせん申出(売渡 希望)についてを議題に供します。</p> <p>1番から2番までについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)について、ご説明いたします。総会資料は、22ページです。今月の申請につきましては、売渡3件となっております。参考資料につきましては、100ページから101ページになりますので、審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。申請者は平松在住の〇〇、土地の所在が、加治木町小山田字東木迫〇〇番〇 畑、字東木迫〇〇番〇 畑、2筆の合計面積が2, 579㎡です。譲渡希望価格は、農業委員会に一任とのことです。</p> <p>以上で、1番の説明を終わります。</p> <p>それでは、2番を説明いたします。</p> <p>内容につきましては、売渡です。申請者は、東京都大田区在住の〇〇、土地の所在が、住吉字塚田〇〇番 田、1筆の面積が784㎡です。譲渡希望価格は、農業委員会に一任とのことです。</p> <p>以上で、2番の説明を終わります。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から2番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[挙 手]
議 長	2番農業委員。
委 員	はい。2番農業委員です。 1番の畑ですが、霧島市の方が、お茶を植えて利用権を設定されていましたが、茶畑として売りたいのですか。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	お答えします。現在耕作されている方を優先して、あっせん予定です。
議 長	2番農業委員。よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から2番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)の1番から2番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案8号のあっせん申出に係る地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います 自薦他薦いずれでもよろしいです。
委 員	「意見なし」
議 長	いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第8号 農地あっせん申出(売渡 希望)についての、

<p>委員</p> <p>議長</p>	<p>1 番については、2 番農業委員、1 6 番農業委員、 4 番推進委員に、</p> <p>2 番については、9 番農業委員、1 0 番推進委員、 1 2 番推進委員に、</p> <p>それぞれ、お願いしたいと思います。</p> <p>「はい」</p> <p>それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">————— 議案第 9 号 —————</p> <p>次に、日程第 1 1 議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、議案第 1 号の、農用地利用集積計画（貸借）と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので、別議案として、上程いたしております。</p> <p>なお、資料 2 5 ページの各筆明細 1 6 番から 1 7 番が、1 8 番農業委員に係る案件となっており、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の議事参与の制限により、議事に参加できませんので、審議の際はご退席願います。</p> <p>それでは、総会資料の 2 3 ページを、お開きください。まず、今回の始期を令和 3 年 7 月 1 日として設定する募集期分について審議していただきます。まず、利用権を設定する再配分予定者の氏名、または、名称につきましては、2 4 ページから 2 5 ページの各筆明細に記載してありますので、ご確認をお願いします。総会資料の 2 5 ページの借換区分別集計表をご覧ください。今回、中間管理機構を借主として、利用権の設定をしようとする者は、全て新規で 1 7 件の、申請面積は、1 8, 0 2 3 ㎡です。設定する権利別は、賃貸借が 1 6 件、使用貸借が 1 件、期間別は、全て 1 0 年となっております。</p> <p>今回の設定地域は、大字別で、加治木町小山田地区、蒲生町下久徳地区、蒲生町米丸地区の 3 地区となっております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議の方よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、利用権設定開始日 令和 3 年 7 月 1 日 各筆 1 番から 1 5 番までについて、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局からの説</p>

		明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年7月1日 各筆1番から15番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年7月1日 各筆1番から15番までについて、原案のとおり決定いたしました。
		なお、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年7月1日 各筆16番から17番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。
		16番から17番の関係者、18番農業委員の退席をお願いします。
議 長	委 員	(18番農業委員退席)
		それでは、16番から17番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	「質疑・意見なし」
		それでは、お諮りいたします。議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年7月1日 16番から17番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
議 長	委 員	[賛成多数]
		賛成多数により、議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての、利用権設定開始日 令和3年7月1日 16番から17番までについて、原案のとおり決定いたしました。
		18番農業委員は、着席してください。
	委 員	(18番農業委員着席)

		<p>————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長		次に日程第12、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	<p>それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。</p> <p>農地あっせんの経過報告は、特にありませんが、6月24日に加治木町西別府の畑について、あっせん会議を開催いたしましたので、7月の定例総会で議案に上程いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。
		<p>————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————</p>
議 長		次に日程第13、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。6月は13件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約6月分を、後ほどご確認ください。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		<p>————— その他 —————</p>
議 長		それでは日程第14、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[発言なし]

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公務災害補償制度の保険料について</li> <li>○ 鹿児島県農業委員会大会（8月31日）について</li> </ul>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>ほかにありませんか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3年度 第3回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>〔閉会〕</p> <p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p>

議事録署名委員

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_